

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人野田みどり会

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野田みどり会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条に規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第2条 役員等には、勤務実態に応じ、報酬等を支給するものとし、賞与及び退職金は支給しない。

- 2 報酬等については、別表1に定めた額を支給する。
- 3 役員等のうち、理事長及び業務執行理事の報酬額(月額)を定めその範囲内で理事会において決定する。
- 4 役員等が職務のため出張等をしたときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、日額の定めのある者は出席した都度、月額のある者は毎月25日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 役員等が、月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の勤務日数を基礎として日割りによって計算する。

- 2 役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 49銭以下の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

改正年月日 平成 13 年 4 月 1 日

改正年月日 平成 14 年 4 月 1 日

改正年月日 平成 18 年 4 月 1 日

この規程は、平成 29 年 6 月 9 日に改正し、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

別表1 役員等の報酬

(1) 評議員

	報酬額(日額)
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、職務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

	報酬額(日額)
理事会への出席	10,000 円
上記の他、職務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

	報酬額(日額)
監事監査への出席	10,000 円
理事会への出席	10,000 円
上記の他、職務のための出勤	10,000 円

(4) 理事長の報酬等

	報酬上限額(月額)
週2日(月8日以内)	(月額) 200,000 円
週3日(月12日以内)	(月額) 300,000 円

(5) 業務執行理事の報酬等

	報酬上限額(月額)
月15日以内 月90時間以内	(月額) 300,000 円